

令和 7 ・ 8 年度（定期）

競争入札参加資格審査申請書提出要領

測量・建設コンサルタント業務等

米沢市総務部契約検査課

【申請についての問い合わせ先】

米沢市総務部契約検査課検査担当

電話 0238-22-5111 内線 2501・2502

FAX 0238-24-8685

米沢市が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格審査申請書の受付を以下のとおり行います。

1 受付期間

持参の場合：**令和7年2月3日（月）から令和7年2月20日（木）まで**
（土・日曜日、祝日を除く）

9時～16時（12時～13時を除く）

郵送の場合：**令和7年1月15日（水）から令和7年2月20日（木）まで**
※当日消印有効

※市内に、本店又は委任されている営業所がない申請者のみ郵送とします。

※郵送に関する詳細はP6「8 郵送で申請書を提出する場合」を参照してください。

2 受付場所

米沢市役所 総務部 契約検査課（3階）
〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
電話：0238-22-5111（内線2501・2502）

3 有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2カ年）

4 参加資格要件

次のいずれかに該当する場合は受付できません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- （2）米沢市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて未納がある者
- （3）米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条第1項から第3号に該当するとき
- （4）営業に関し法律上必要とする登録又は、許可を受けていない者

5 提出書類形式

- （1）**A4判フラットファイル（金属金具不可）に綴じてください。**ファイルの色の指定はありません。
- （2）綴じる順序は、P2「6 提出書類」①～⑮の順に綴じてください。
- （3）**表紙と背表紙にタイトル（競争入札参加資格審査申請書）、商号又は名称を記載してください。**
- （4）P2「6 提出書類」⑤～⑦及び⑮については、添付書類の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

▼不足書類があった場合は受理しません。

- ▼虚偽の記載をしたときは、競争入札参加資格を得られない場合があります。
- ▼競争入札参加資格審査申請書については、登録を受け、希望する事業を記入してください。
- ▼測量業者について、委任先がある場合は委任先が測量業者として登録していなければ測量業の登録はできません。
- ▼建築士事務所について、委任先がある場合は、委任先の都道府県の事務所登録がなければ建築士事務所の登録はできません。

6 提出書類

- ① 提出書類チェックリスト
- ② 米沢市競争入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・様式第 5 号
- ③ 米沢市競争入札参加資格審査調書・・・・・・添付書類 1
- ④ 営業に関し法律上必要とする登録又は許可の証明
- ⑤ 営業所一覧表・・・・・・・・・・添付書類 2
- ⑥ 測量等実績調書・・・・・・・・・・添付書類 3
- ⑦ 技術者経歴書・・・・・・・・・・添付書類 4
- ⑧ 登記事項証明書（謄本）
- ⑨ 財務諸表
- ⑩ 納税証明書
- ⑪ 印鑑証明書
- ⑫ 委任状・・・・・・・・・・添付書類 5
- ⑬ 使用印鑑届・・・・・・・・・・添付書類 6
- ⑭ 身分証明書
- ⑮ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑯ **資本関係又は人的関係に関する申告書**
- ⑰ 切手を貼った返信用封筒（郵送の申請者）

7 申請書及び提出書類の要領

①提出書類チェックリスト

- ・申請者チェック欄をチェックし、不備、不足がないよう確認してください。
- ・担当者チェック欄には何も記入しないでください。

②米沢市競争入札参加資格審査申請書 【指定様式 様式第 5 号】

- ・申請月日は、持参する月日とします。郵送の場合は P 6「8 郵送で申請書を提出する場合」を参照してください。
- ・申請書の代表者印は実印とします。
- ・商号（名称）・代表者氏名にはふりがなを記入してください。
- ・登録状況の欄は、前年度に業者登録をしている方は「更新」、それ以外の方は「新規」にチェックしてください。
- ・委任の有無の欄は、該当するものにチェックしてください。

- ・登録を受けている事業の欄は、登録を受けている事業の中で登録を希望する事業のみ記入してください。登録を受けていても希望しない場合は記入不要です。
- ・申請書記載担当者欄は確認が必要な時に使用しますので、申請書等の内容を熟知している方を記入してください。

③米沢市競争入札参加資格審査調書（測量・建設コンサルタント業務等）

【指定様式 添付書類 1】

- ・「1 契約権限等の委任を受けている営業所」の欄は、申請書の「2 委任の有無」の欄で「有」にチェックがある場合のみ記入してください。
- ・米沢市と常時契約する委任先がある場合は、主たる営業所以外の営業所とします。
- ・資本金については、資本金の額を千円単位で記入してください。ただし、個人又は、公益法人の場合は記入しないでください。
- ・技術資格職員等の人数は、該当する欄に延人数を記入してください。
- ・コンサルタント業務等登録希望一覧表は、登録を希望するコンサルタント業務等に「1」を記入してください。ただし、土木関係建設コンサルタント、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に関しては、国土交通省の登録を受け、現況報告書において登録部門の確認を受けた業務とします。
- ・その他のみでの登録は、役務提供等での登録となりますので本申請では受付できません。

④営業に関し法律上必要とする登録又は許可の証明

※審査基準日において直近のもので、申請時において有効のものを提出してください。

※各機関等からの証明書等を提出する場合は、審査基準日において3カ月以内に発行されたものを有効とします。

▼測量業者（①及び②の書類を提出）

- ①測量業者登録証明書（写）（委任先がある場合は委任先の証明書も必要）又は、更新の通知書（直近のもの）
- ②測量法第55条の8により提出した書類の写し。ただし、財務諸表部分を除く。

▼建築コンサルタント（建築士事務所）

主たる営業所の建築士事務所登録証明書（写）（委任がある場合は委任先の都道府県の建築士事務所登録証明書（写）も必要。）

▼土木関係建設コンサルタント

直近の現況報告書の国土交通省確認印のあるもの（写）
（表紙だけでなく全て。ただし財務諸表部分を除く。）

▼地質調査業者

直近の現況報告書の国土交通省確認印のあるもの（写）
（表紙だけでなく全て。ただし財務諸表部分を除く。）

▼補償コンサルタント

直近の現況報告書の国土交通省確認印のあるもの（写）
（表紙だけでなく全て。ただし財務諸表部分を除く。）

▼不動産鑑定業者 不動産鑑定業者であることを証明する書面

▼土地家屋調査士 登録証明書（写）

▼司法書士 登録証明書（写）

▼計量証明書事業者 計量検定所の証明書または登録簿謄本（写）

⑤営業所一覧表 【添付書類 2】

- ・「名称」の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入してください。

登録後に委任先の営業所を変更する場合、この営業所一覧表に記入されている営業所のみ変更することを認めています。

- ・米沢市と常時契約する**委任先**がある場合は、その営業所を**蛍光ペン等でマーキング**してください。
- ・本添付書類の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

⑥測量等実績調書 【添付書類 3】

- ・この表は、登録を希望する測量・建設コンサルタント等の営業の種類別に作成してください。また、登録を受けようとする直近2カ年分の主な完成業務及び直近2カ年に着手した主な未完成業務について記入してください。
- ・本添付書類の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

⑦技術者経歴書 【添付書類 4】

- ・この表は、登録を希望する測量・建設コンサルタント等の営業の種類別に作成してください。また、本店又は支店若しくは営業所ごとにまとめて記入し、営業所ごとの最初の「氏名」の欄には、括弧書きで当該営業所名を記入してください。
- ・「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記入してください。
- ・法令による免許等の欄には、業務に関し法律又は、命令による免許又は、技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。
- ・「業務経歴」の欄には、最近のものから記入し、純粋に測量・建設コンサルタント等業務に従事した種類及び地位を記入してください。
- ・添付書類の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

⑧登記事項証明書（写し可）

- ・審査基準日において**3カ月以内に発行**されたものを有効とします。

⑨財務諸表

- ・個人の場合：貸借対照表、損益計算書（写）
- ・法人の場合：直前の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書（写）

⑩納税証明書（写し可）

《納税証明書の提出種別》

（ア）米沢市長が発行する登録基準年度の前年度の納税証明書

原則として、**令和6年度（令和6年12月16日以降発行）**のもので、発行日において申告（納付）期限が到来しているものについて未納（未申告）がない証明

（イ）税務署で発行する納税証明書「その3の2」（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明）審査基準日において**3カ月以内に発行**されたもの

(ウ) 税務署で発行する納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明) 審査基準日において **3カ月以内に発行** されたものの

個人の場合

《納税証明の提出種別》

- ① 住所地が市内又は、住所地が市外で市内に固定資産等を有する場合：(ア) と (イ)
- ② 上記①以外の場合：(イ) のみ

法人の場合

《納税証明の提出種別》

- ① 主たる営業所が市内の場合：(ア) と (ウ)
- ② 主たる営業所が市外の場合：(ウ) のみ
- ③ 主たる営業所が市外で委任先が市内の場合：(ア) と (ウ)
- ④ 主たる営業所が市外で委任先が市外の場合：(ウ) のみ

※「法人税（法人）・申告所得税（個人）及び消費税・地方消費税の納税証明書」税務署で発行されます。（法人：その3の3、個人：その3の2）
納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利です。（手数料が安価となり、窓口での待ち時間が短縮できます。）詳しくは国税庁の HP を御覧ください。

⑪印鑑証明書

- ・ 市内に主たる営業所又は委任先営業所がある場合は原本、市外の場合は写し可とします。
- ・ 審査基準日において **3カ月以内に発行** されたものを有効とします。
個人の場合：市町村長が発行する印鑑証明書
法人の場合：法務局が発行する代表者の印鑑証明書

⑫委任状 【指定様式 添付書類5】

- ・ 本添付書類の委任事項はすべて委任してください。
- ・ 代表者印は実印とします。

⑬使用印鑑届 【添付書類6】

- ・ 米沢市との契約等に実印を使用しない場合のみ提出
- ・ 様式は【添付書類6】の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

⑭申請人の身分証明書（原本）

申請人が個人の場合に提出してください。審査基準日において **3カ月以内に発行** されたものを有効とします。

⑮暴力団排除条例に関する誓約書（元請負人用） 【指定様式】

- ・ 代表者印は実印とします。

⑯資本関係又は人的関係に関する申告書

- ・ 提出対象者は、市内に主たる営業所又は委任先営業所がある申請者です。
- ・ 記入要領や申告書、記入例は、ホームページ＞分類から探す＞仕事・産業＞入札・契約＞入札参加資格申請＞建設工事及び測量コンサルタント業務等＞資本関係又は人的

関係に関する申告書にまとめて掲載しておりますので、ダウンロードしてご記入ください。

8 郵送で申請書を提出する場合(市内に本店又は委任を受けた営業所がない申請者のみ)

- ・ 2月1日以前に郵送する場合は、申請書様式第5号他の提出日を2月1日以降の日を記入してください。申請書の内容は**令和7年1月31日**時点の状況等を記載してください。
- ・ 米沢市では申請を受理した場合、受理票を発行しますので、切手を貼った返信用封筒を同封してください。(不備・不足があった場合、申請書を一度預かります。こちらから不備内容を連絡いたしますので再度お送りください。)

※1 郵送による申請は、持参による申請と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受理や受理票の返送に時間を要する場合がありますので、発送は余裕をもって行ってください。

※2 郵送方法については任意ですが、申請書が届かない場合、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による申請書の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。

9 申請書及び添付書類の記載事項の審査基準日

審査基準日は**令和7年1月31日**(ただし、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日)とします。

10 証明書等の写しについて

証明書等の写しによる場合は、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限りします。

11 参加できる契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争入札の範囲は、建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の契約に係るものです。なお、営業に関し法律上必要としない「その他業務」のみ申請する場合は、役務提供での登録になりますので本申請では受付できません。

12 参加登録の諸項目変更の届け出について

参加登録後に申請書記載事項の変更があれば、変更後すみやかに変更届等を提出してください。(ホームページに変更届(指定様式及び必要添付書類等)を掲載しています。)
ただし、**登録期間中の委任先及び業種の追加は認めておりません。**

13 行政書士による代理申請について

行政書士による代理申請を行う場合は、下記についてご注意ください。

- ① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。

② 申請書への押印

代理申請の場合、申請書への押印は、申請代理人氏名記入箇所に申請代理人氏名記入箇所に申請代理人の押印をすれば足ります。したがって申請書の代表者印の押印は省略することができます。

③ 行政書士としての資格を有することを証するものを添付してください。

※申請書以外の書類については、代理申請の場合でも、申請者の代表者印を省略することはできません。

14 委任先、業種区分の追加申請について

~~現在登録されている業者で、委任先、業種区分を追加する場合の提出書類は下記書類とします。~~

~~① 提出書類チェックリスト~~

~~② 米沢市競争入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・様式第5号~~

~~③ 米沢市競争入札参加資格審査調書・・・・・・・・・・添付書類1~~

~~④ 測量等実績調書・・・・・・・・・・添付書類3（業種の追加）~~

~~⑤ 営業所一覧表・・・・・・・・・・添付書類2（委任先の追加）~~

~~⑥ 営業に関し法律上必要とする登録又は許可の証明（追加する業種）~~